

国立大学法人弘前大学と青森県との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と青森県（以下「乙」という。）は、相互の連携により、県勢の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、人財、教育・研究、産業・雇用、健康、環境・エネルギー、安全・安心、その他の分野において連携し協力する。
- 2 前項各分野において連携・協力を推進する事項は、必要に応じて別途定める。
 - 3 連携・協力事項の具体化を図るため必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

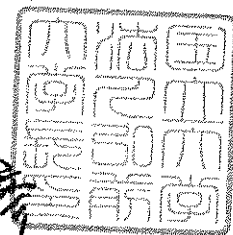
第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月25日

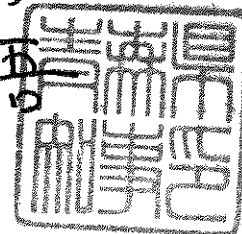
甲 国立大学法人弘前大学長

遠藤 正彦



乙 青森県知事

三村 伸吾



青森県と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、相互の連携により、県勢の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、人財、教育・研究、産業・雇用、健康、環境・エネルギー、安全・安心、その他の分野において連携し協力する。
- 2 前項各分野において連携・協力を推進する事項は、必要に応じて別途定める。
 - 3 連携・協力事項の具体化を図るため必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月25日

甲 青森県知事

三村 伸



乙 国立大学法人弘前大学長

遠藤 正彦

